

公益財団法人いわて産業振興センター規程等管理規程

平成 25 年 3 月 27 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人いわて産業振興センター(以下「センター」という。)における規程等の制定、改正及び廃止に関する必要な事項を定める。

(定義等)

第 2 条 この規程における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 業務方法書とは、特定業務の実施方法について、法令に基づき制定するものまたは対外的に示す必要のあるものをいう。
- (2) 規程とは、センター全体の運営に関して定めたもの及び特定業務の実施方法を定めたもので上位にあるものをいう。
- (3) 要領とは、センター全体の運営または特定業務の実施方法を定めたもので規程の下位にあるものをいう。
- (4) 細則とは、規程または要領の細部を定めたものをいう。
- (5) 基準とは、規程または要領を運用する基準を定めたものをいう。
- (6) 規程等とは、業務方法書、規程、要領、細則及び基準をいう。

(制定方針)

第 3 条 規程等は、法令及び定款に反する内容であってはならない。また、規程等相互に矛盾する内容であってはならない。

- 2 法令及び定款の改正により既存の規程等の内容がこれに反した場合、自動的にその規定は失効するものとする。
- 3 前項の場合、直ちに規程等を法令及び定款に反しないものに改正しなければならない。

(手続き)

第 4 条 センター全体に関わる規程等の制定、改正及び廃止は、総務金融部が発議し、特定業務に関わるものは、各部が発議する。

- 2 総務金融部長は、発議された規程等が前条の規定に反しないか審査を行う。
- 3 第 1 項により発議されたものの決定機関は、別表 1 のとおりとする。

(公布)

第 5 条 理事長は、規程等を制定したときは、センターイントラネットに掲載し、役職員が閲覧できる状態にする。改正及び廃止についても同様とする。

(開示)

第 6 条 理事長は、法令及び定款で一般に開示が義務付けられている規程等はセンターホームページに掲載するものとする。規程等においてホームページに掲載する旨の規定のあるものについても同様とする。

- 2 規程等においてホームページに掲載しないが開示する旨の規定のあるものについては、センター事務所に備え置き、申請があった場合に、これを開示するものとする。

(維持管理)

第 7 条 総務金融部長は、規程等を紙媒体及び電子ファイルに最新の状態で保存しておかなければならない。

(公開)

第8条 この規程は、センターホームページにより公開する。

(改正)

第9条 この規程の改正は、理事会の決議により行う。

(その他)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 規程等の制定、改正及び廃止(第4条関係)

種類	決定機関
業務方法書	理事会 法令に基づくものは、法令の定めによる
規程(内部統制に関するもの)	理事会
規程(雇用に関するもの)	理事会
規程(財産の管理等に関するもの)	理事会
規程(その他)	理事長
要領	理事長
細則	理事長
基準	理事長